

育てよう一人一人の人権意識

身近なことから人権を考えてみませんか

法務省と全国人権擁護委員連合会では、国際連合において世界人権宣言が採択された12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権意識の高揚を図っています。

人権とは、私たちが幸福な生活を営むために必要な固有の権利であり、この権利は日本国憲法によって、すべての国民に保障されています。

私たちは、基本的人権をお互いに尊重し合うとともに、大切に守り育てていかなければなりません。

特設人権相談所のご案内

◆日時 12月8日（水）午前10時～午後3時

◆場所 文化プラザ・展示室

詳しくは、秘書広報課（内線・186）へどうぞ。

- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- H I V感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

ひとり暮らしのお年寄りを励まします

十一月三日、文化の日の週を強調週間として、日本赤十字奉仕団は、赤十字の人道・博愛の精神のもとに、地域のひとり暮らしのお年寄りを訪問する「ひとり暮らしの方はげまし運動」を行いました。



赤十字奉仕団の週間に市内八百五十五人のひとり暮らしのお年寄りのお宅を訪問しました。

赤十字奉仕団

改正の主な内容

- 1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 2 保護命令制度の拡充
- 3 被害者の自立支援の明確化 など

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ
配偶者暴力防止法が改正されました。

保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を二カ月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成十六年十二月二日から施行されます。

内閣府では、配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。

詳しくは、しあわせ援護課（内線162）へどうぞ。